

平成29年度砂利採取業務主任者試験実施要領

- 1 試験の日時 平成29年11月10日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験実施場所 和歌山県田辺市東陽31番1号 田辺市文化交流センター
- 3 試験科目 筆記試験
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項
(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

※出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

- 4 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書 1通
 - イ 写真 1枚
手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。
なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。
 - ウ 受験手数料 和歌山県証紙7, 600円
消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。
 - エ 受験票送付用封筒 1通
受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。
なお、受験票送付用の切手の貼り付けは不要とする。

(2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132（直通）

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

平成29年10月2日（月）から同月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間。

イ 郵送の場合

平成29年10月2日（月）から同月16日（月）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月2日（木）までに到着しないときは、和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成29年12月1日（金）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県河川・下水道局河川課ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>) に

て公開する。

また、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真つきで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は、開示の期間午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、平成29年8月8日（火）から同年10月16日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）交付する。

また、和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始30分前から入室できる。10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

(3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り

持ち帰りを認める。

- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。